

共済組合（一般組合員）の年金制度

長期給付係
(082)513-4959

現在の公的年金制度には、20歳から60歳未満の方全員に加入義務がある「国民年金保険」と、会社員や公務員など企業や組織に雇われている方（被用者）が加入する「厚生年金保険」があります。

また、この2つの公的年金制度を補完するものとして、企業年金等があります。

公立学校共済組合の一般組合員は「国民年金保険」、「厚生年金保険」、「年金払い退職給付」の3つの制度に加入しており、このうち、「厚生年金保険」及び「年金払い退職給付」は公立学校共済組合が、「国民年金保険（基礎年金）」は日本年金機構が決定・支給しています。



※ 平成27年10月の被用者年金一元化により、かつて公務員が加入していた「共済年金保険」が廃止され、「厚生年金保険」に統合されました。「共済年金保険」独自の「職域年金相当部分」という年金は廃止されましたが、経過措置として、平成27年9月までの組合員期間がある方には、「経過職域加算額」が支給されます。

「厚生年金保険」と「年金払い退職給付」には、それぞれ以下の年金や一時金があります。

厚生年金保険

老齢厚生年金	高齢になり、退職などで所得が低くなったときの生活の支えになるものとして支給される年金です。 公的年金制度の加入期間が10年以上あり、公務員の共済組合員期間が、 <u>1月以上</u> ある方に、 <u>65歳から</u> 支給されます。
障害厚生年金 障害手当金	障害厚生年金は、一般組合員期間中に初診日のある病気やけがにより、一定程度の障害状態となったときに支給される年金です。 障害手当金は、一般組合員期間中に初診日のある病気やけがにより、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い障害状態となったときに支給される一時金です。
遺族厚生年金	一般組合員が在職中に死亡したときや、年金待機者及び年金の受給権者が死亡したときに、遺族に該当する方がいる場合に支給される年金です。

御自身の年金加入記録や、将来受け取る老齢年金の見込額は、毎年、誕生日月の25日頃に公立学校共済組合本部から御自宅あてに送付する「ねんきん定期便（圧着ハガキ）」で確認できます。公立学校共済組合ホームページで、「ねんきん定期便」の見方などを御紹介しています。



年金払い退職給付 民間の企業年金に相当する部分として、平成27年10月に新設された公務員独自の給付です

退職年金	毎月の給料や賞与から掛金として積立てた額と利息（給付算定基礎額）を原資とし、半分は有期年金、半分は終身年金として支給される年金です。 平成27年10月以後の <u>1年以上</u> 引き続く組合員期間を有する方が、退職した後 <u>65歳</u> に達したとき、又は <u>65歳に達した日以後に退職したとき</u> に支給されます。
公務障害年金	公務による傷病により一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。
公務遺族年金	公務による傷病により死亡した場合で、遺族に対して支給される年金です。

御自身の「給付算定基礎額」は、毎年7月末に公立学校共済組合本部から御自宅あてに送付する「給付算定基礎額残高通知書（圧着ハガキ）」により確認できます。

公立学校共済組合ホームページで、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」の見方などを御紹介しています。



年金制度や手続等については、公立学校共済組合ホームページも御覧ください。

